

新型コロナウイルス感染症に関する 国保の制度について

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により県内の国保加入者の方々の中には、
収入が減少した等といった影響を受けている方もいらっしゃると思いますが、
そのような場合に利用できる様々な制度についてお知らせいたします。

フリップ:1

新型コロナウイルス感染症の影響に
より収入が減少した場合



新型コロナウイルス感染症の影響により
一定程度収入が減った方々などに対して、
国保税の減額、免除や徴収の猶予などについて
認められる場合があります

詳しくはお住まいの市町村、ご加入の国保組合へお問合せください。

国保に加入されている方で、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減った方々などに対しては、国保税の減額、免除や徴収の猶予などについて認められる場合があります。

まずはお住まいの市町村、ご加入の国保組合へお問合せください。(フリップ:1 参照)

フリップ:2

新型コロナウイルス感染症に感染し 働けなくなった場合

傷病手当金

国保の加入者が業務災害以外の理由による病気や怪我の療養のため仕事を休んだ場合に**所得保障**を行う制度



今回の新型コロナウイルス感染症に感染した場合 においても利用が可能

支給要件の詳細や、具体的な手続きについては、お住まいの市町村、ご加入の国保組合へご確認ください。

国保の加入者が業務災害以外の理由による病気や怪我の療養のため仕事を休んだ場合に所得保障を行う「傷病手当金」という制度があり、今回の新型コロナウイルス感染症に感染したり、感染が疑われたりして働くことができなくなった場合においても利用することができます。

支給の要件や、具体的な手続き方法につきましては、お住まいの市町村、ご加入の国保組合へご確認ください。(フリップ:2 参照)

フリップ:3

その他の新型コロナウイルス感染症 に関する国保制度



被保険者資格証明書(資格証明書)の発行を受けている方

…医療機関等にかかった場合は、受診費用を一旦全額支払う必要がある

資格証明書をお持ちの方で…

対象者

新型コロナウイルス
感染症に**感染の疑い**
がある方

条件

帰国者・接触者相談センター
に相談の上、**外来受診**する場合

新型コロナウイルス
感染症に**感染した**
患者の軽症者

自宅もしくは県が用意する
宿泊施設での療養中に
医療機関を**外来受診**する場合

資格証明書

被保険者証とみなす
(自己負担分の支払いのみ)

※ 新型コロナウイルス感染症に関する
治療のみが対象

詳しくはお住まいの市町村、ご加入の国保組合へお問合せください。

国保税の滞納などにより国民健康保険の被保険者資格証明書の発行を受けている方が医療機関等にかかった場合は、受診費用を一旦全額支払う必要がありますが、新型コロナウイルス感染の疑いがある方が、帰国者・接触者相談センターに相談の上、外来受診される場合は、資格証明書を被保険者証とみなすことになり、自己負担分の支払いのみで受診ができるようになりました。

また新型コロナウイルス感染症に感染した患者の軽症者が、自宅もしくは県が用意する宿泊施設での療養中に医療機関を外来受診する場合についても同様に資格証明書を被保険者証とみなすことになりました。

詳しくはお住まいの市町村、ご加入の国保組合へお問合せください。(フリップ:3 参照)